

商工会だより

令和4年 8月

隠岐國商工会 知夫支所

TEL 8-2166 Fax 8-2373

商工女性部研修会報告

6月26日(日)海士町にて隠岐地区商工会女性部研修会を開催いたしました。「島のほけんしつ蔵」の島根さんを講師に迎え、自分と大切な人のためにできるケアについてストレッチなど実践も含む内容に、心身ともに癒される有意義な時間を過ごすことができました。その後は観光やアロマ足浴体験をし、隠岐4町村の会員で交流することができました。隠岐國商工会女性部では随時新会員を募集中です。元気で活躍する女性会員がいっぱいです。ネットワークづくり・情報交換の場としてぜひご利用ください。



経理のワンポイント!

～ リース契約の処理 ～

リース契約をして設備等を導入する場合、その契約の仕方で経費の計上方法が変わってきます。

- ① リース契約終了後、無償で譲渡される時
→総支払額を取得額とし、耐用年数に従って減価償却費で計上します。
【月々のリース料の支払いは経費となりません】
- ② リース契約が終了したら使えなくなるもの
→毎月の支払いをリース料として計上します

日計表の作成を簡単に

経理ソフトが新しくなり、AIによる自動仕訳が導入されるなど、使いやすくなりました。パソコンをお使いの方で手書きは面倒だ、エクセル管理したい!という方はフォーマットをお渡ししますのでぜひ挑戦してください。モバイルバンキングをされている方はさらに便利な使い方ができます。

経理作業の効率化!お勧めします!

6月分がまだ提出されていない会員の方はお早めにお持ちください。

東部勤労者共済会ご加入の皆様へ

東部勤労者共済会(ジョイメイト)ではお祝金・お見舞金・死亡弔慰金などの給付を行っています。申請は2年以内をお願いします。お問い合わせは商工会へ。



知らず知らずに貯まる!
商工貯蓄共済

2,000円から始められます

島根県商工会地域 中小企業景況調査(R4.7~9は予測)

業種全体:全体の業況は好転した。来期は小幅な悪化と予測

■業種別業況天気図

業種	令和3年	令和3年	令和3年	令和4年	令和4年	見通し
	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月
小売業						
サービス業						
製造業						
建設業						

天気図のよみ方

	表示	DI
特に好転		50.1~100
好転		25.1~50.0
やや好転		0.1~25.0
やや悪化		0.0~△25.0
悪化		△25.1~△50.0
特に悪化		△50.1~△100.0

商工会の福祉共済のご紹介

「けが」の補償のお支払事例

- 仕事中、脚立から転落し、頭を打って、頭蓋骨を骨折。



シニアプラン加入

62日間入院で
300,000円
お支払い

※シニアプランの入院は3日目から補償

- 仕事中、ベルトコンベアに左手を巻き込まれ、左腕を骨折。



2,000円コース加入

33日間入院で
93,000円
お支払い

- ゲレンデで、バランスを崩し転倒。右肩を強く打ち、肩関節断裂。



2,000円コース加入

46日間入院で
368,000円
お支払い

- 風呂場で足が滑り転倒。足の捻挫と打撲、切り傷。



シニアプラン加入

58日通院と手術で
109,000円
お支払い

- 階段を下りる途中で踏み外し左膝を強打。膝の打撲と捻挫で接骨院に32日通院。



2,000円コース加入

通院30日分で
90,000円
お支払い

※接骨院・整骨院での柔道整復師による施術も通院の対象となります。(ただし、支払い日数限度あり)

- 道路を歩いていた時に段差に気付かず転倒。足首を骨折し、足首を32日間ギプスで固定。



2,000円コース加入

ギプス30日分と12日通院で
126,000円
お支払い

※ギプス固定をした場合も、30日を上限に通院扱いとなります。(ただし、固定部位に条件あり)

個人賠償責任保険のお支払事例

〈自転車による事故〉

- 自転車で走行中、わき見をしたために、前から来た人に気づかず衝突。

約400万円のお支払い

- 自転車で走行中、スマホを触り前から来た車に気づかず接触。

約55万円のお支払い



〈ペットによる事故〉

- 飼い犬のリードを外したときに、近所の方に飛びかかり転倒させ左大腿骨を骨折させた。

約320万円のお支払い

- 自宅に来たお客様が飼い犬に近づいたところ噛みつきこうとして鼻に裂傷を負わせた。

約10万円のお支払い



〈子どもによる事故〉

- 子どもが空き地で石を投げ遊んでいるときに、近所の方の玄関に当てて傷をつけた。

約3万円のお支払い

- 子どもが友達の家で遊んでいるときに、テレビに物を当て壊らなくなった。

約9万円のお支払い



■ その他にも

- 他人の車に傷をつけた。

- ぶらついて窓ガラスに激突し破損させた。

- 釣り中に移動した際に転倒し、他人の釣り道具を海に落とし紛失した。

- ボール遊びをしていて隣家の雨どいやガラスを破損させた。

といった、日常生活におけるうっかり事故でのお支払いも増えています。